

## 公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和7年10月16日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

1 被許可者の名称及び住所

パシフィックグレーンセンター株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目8番10号

2 保税蔵置場の名称及び所在地

パシフィックグレーンセンター株式会社南日本支店  
保税蔵置場  
鹿児島県鹿児島市南栄4丁目20番

3 更新した期間

自	令和	7年	11月	1日
至	令和	13年	10月	31日